

相続手続きのスケジュール

・亡くなられた時から相続が始まります。相続手続きの流れをおさえてみましょう。



【お客様からのご依頼、ベスト7】

- ① 相続手続全般・遠方の戸籍の請求・相続人調査等の業務
- ② 法定相続証明情報制度を利用したスムーズな財産移転業務
- ③ 民法改正に伴う遺言書・契約書等の起案作成業務
- ④ 見守り・事務の委任・任意後見契約（移行型）の起案業務
- ⑤ 離婚協議書の起案作成と公正証書作成サポート業務
- ⑥ 内容証明（意思を確実に伝える）の起案作成代行業務
- ⑦ 自賠償保険の被害者請求に関する業務

ご相談者様の「お悩み解決」の

一助になれば幸いです！

初回のご相談料は

「無料」でございます！

ご予約先

06-6439-6311

★ご相談者様ご希望の日時で

ご予約をお願いします！

もとむら法務事務所

検索

塚口さんさんタウン2番館 2F

公証役場・年金センター前



行政書士 本村康人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2-1-2-204

1. (概算) 課税対象額を求めよう

- ①相続財産 + みなし相続財産 + 3年以内の贈与 + 相続時精算課税
②非課税財産 + 葬式費用 + 債務控除 ③基礎控除 (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数)

$$\text{課税対象となる金額} = \text{①} - \text{②} - \text{③}$$

2. (概算) 相続税を求めよう

- ①各人の課税価格を求める $\text{課税対象額} \times \text{各人の法定相続割合} = \text{各人の課税価格}$
②各人の仮の相続税額を求める $\text{各人の課税価格} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{各人の仮の相続税額}$
③各人の仮の相続税額を合計し相続税の総額
④各人が実際に納める相続税額を求める

$$\text{相続税の総額} \times \text{実際に相続する割合} = \text{実際の相続税額}$$

配偶者の軽減措置 (法定相続分又は1.6億円までは課税されない)

相続税 早見表	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
	～1,000万円以下	10%	—
	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
	5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
	1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
	2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
	3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
	6億円超～	55%	7,200万円

相続財産の解約及び名義変更業務 (不動産登記の義務化)

不動産	法務局	申請書・遺言書・分割協議書・戸籍謄本など
預貯金	金融機関	依頼書・分割協議書・戸籍謄本・印鑑証明書など
株式	証券会社	名義書換申請・戸籍謄本など
自動車	陸運支局	申請書・検査証・戸籍謄本・保険書・印鑑証明書など

☆相続手続きに関するご相談と

遺言・任意後見・各種協議書作成のサポート

- まずは相談だけでいいのでしてみたい
- 相続手続きの仕組みだけ知りたい
- 詳しい専門家に任せた方が手続きが確実に出来そう
- 相続手続きがわかりにくくて面倒
- 相続人が遠方にいるので、戸籍謄本等の取得が面倒
- 相続手続きがよくわからないので、時間がかかりそう
- 高齢のため、自分で手続きするのは難しい
- 忙しくて、自分で手続きする時間がないのでお願いしたい
- 手続きにかかる費用や期限等を知っておきたい
- 何から手をつけたらよいかわからない

法定相続証明情報制度について

- ※この制度を利用しますと**相続手続きにかかる時間短縮**につながります。
- ※相続登記・預金の払戻・株式名義変更・保険の請求・相続税の申告利用可。
- ※特に銀行・保険会社・証券会社等の手続きは「スムーズ」にいきます。

ご覧頂きありがとうございました

この機会に「遺言する立場」「相続する立場」「老いを感じた時」「近い将来」について、
少し考えてみてはいかがでしょうか。

☆事前にお見積り提示し、ご納得の上で正式にご依頼をお受け致します。

☆業務内容により司法書士、税理士等の方と連携し、個人情報漏洩もございません！